

○国土交通省告示第千百四十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十六条第一項第一号の規定に基づき、確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを次のように定める。

令和六年九月九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

確認等を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターを定める件

建築基準法施行令第四百四十六条第一項第一号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターは、次に掲げるものとする。

一 籠が住戸内のみを昇降するもの

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項第二号に掲げる建築物（階数が三以上であるもの、延べ面積が五百平方メートルを超えるもの及び高さが十六メートルを超えるものを除く。）に設けるもの

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等

の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。